

平成28年第8回

美里町農業委員会定例総会議事録

第8回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成28年8月25日(木)午後1時00分から午後2時10分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(20名)

1番 佐々木 裕一	2番 佐藤 清	3番 遊佐 恭一
4番 久道 雄悦	5番 伊藤 恵子	6番 後藤 幸太郎
7番 高橋 繁廣	8番 三浦 淳子	9番 伊藤 雄一
10番 大崎 幸信	11番 福田 なほ子	12番 柴山 真二
13番 小野 保裕	14番 邊見 勝寿	15番 鈴木 龍一
16番 鈴木 幸博	17番 我妻 卓美	18番 高橋 建一
19番 大友 重善	20番 渡邊 雅光	

欠席委員(なし)

4 報告事項

- 1 利用権設定の合意解約による通知について
- 2 農地法第5条第1項の規定による許可申請の不許可について
- 3 非農地証明願について

5 議事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 その他連絡・報告事項

- 1 平成28年8月事業報告について
- 2 平成28年9月事業予定について
- 3 その他

7 職務代理 閉会挨拶

8 農業委員会事務局職員
事務局長 佐藤 吉則

事務次長 菊地 和 則

9 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまから平成28年第8回美里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>開催に当たりまして、会長から挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、これより第8回美里町農業委員会総会を開きます。</p>
議長	<p>本日の出席委員は20名全員でございます。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により議長より2名を指名いたしますが、よろしいですか。</p> <p>(はいという声あり)</p>
議長	<p>15番鈴木龍一委員、16番鈴木幸博委員のお二人をお願いいたします。</p>
議長	<p>4番、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項1、利用権設定の合意解約による通知について、2、農地法第5条第1項の規定による許可申請の不許可について、3、非農地証明願について、事務局より一括にて報告願います。</p>
事務局	<p>報告事項1、2、3について、議案書に記載のとおり説明を行った。</p>
議長	<p>それでは、非農地証明願について、8月15日に保全委員会にて現地の確認調査を行っております。保全委員会後藤委員長より報告願います。</p>

保全委員会委員
長（後藤委員）

農地保全委員会は、今月も久道雄悦委員、伊藤恵子委員、そして私後藤の3名と渡邊会長、事務局から佐藤局長と菊地次長の計6名により8月15日に現地調査を行いました。なお、大友職務代理は所用により欠席しました。

非農地証明願についての意見、番号16について。

現地は青生地区の に位置しております。平成10年1月28日に転用許可済であり、現在も資材置き場として使用されていることから特段問題は見あたらず、現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示いたしました。以上でございます。

議長

ご苦労さまでございました。

以上、3件が報告事項でございましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。高橋委員。

高橋委員

報告事項の2で、事務局なり保全委員会、そして総会において、原因が何かを考えたときに、このように不許可になったということでございますが、その辺、先ほど事務局のほうから説明がありましたけれども、報告をお願いします。

議長

報告事項の農地法第5条第1項の規定による許可申請の不許可についての質問でございます。総会で5条申請が許可相当ということで意見書をつけて県知事のほうに進達するわけでございますが、北部振興事務所、県の出先機関でございますけれども、現地の確認調査をした結果、不許可という判断をされたので、今回は報告事項で報告させていただいた、そういう案件でございます。

一応、事務局から、その不許可の判断基準というか、ちょっとその辺を高橋委員の質問がございますので、答弁願います。

事務局

18番高橋委員の質問にお答えします。

今回、6月総会で通った案件を県に提出したにもかかわらず、県のほうから不許可になったということでございますが、実は、その農地が許可できるかどうかにつきましては、ご承知のように宮城県知事の分野でございます。

それで、今回、この場所につきましては、まず1つ目としまして、もともと青地だったところを昔、農振の除外をして白地にしたと。そして、時を見計らって転用するという所有者側の思惑がありました。

それで、何でここが許可にならなかったかといいますと、第1種農地の規定によりという部分でございますけれども、第1種農地につきまして許可ができる部分、これにつきましては、まず1つは農業用施設、これは1種であっても許可はできるということになります。それから、農畜産物処理加工施設、これも許可ができる。それから、農畜産物の販売施設、ここも第1種として許可ができる。そのような規定がございますけれども、それから、もう一つ、このような文言もございます。日常生活上または業務上必要な施設には、店舗、事務所、作業場等、その集落に居住する者が生活を営む上で必要な施設全般が該当するというくだりがございます。事務局としてはここが該当するというふうに判断いたしました。ところが、今回、申請をしたとき、県の判断基準では、その場所についてはそのような理由があるにしても許可はできないとなりました。

場所につきましては、から斜め左側といいますか、国道108号線を挟んで北側、斜め北側ということですね。実はその斜め北側、県の今の基準では、まるっきり真正面の道路向かい、あるいは並びだったらば許可できると。斜めであるがために許可できないという、かなり微妙な判断をされました。距離にして十数メートルです。言ってみれば、この窓からあそこの窓ぐらいの、それぐらいの距離ですね。それぐらいしか離れていないけれども県では許可できないというふうになりました。

それが市町村と県の見解の違いということになりまして、こちらとしては、日常生活にどうしても必要なものという判断をしたので、そこを強調したんですが、結果的には県が許可を出さなかったという経過でございます。

議長

ちょっと休憩します。(13:15)

議長

それでは、再開いたします。(13:25)

議長

ただいまの不許可のほうの関係については、今後このようなことのないように事務局と検討しながら進めてまいりたいというふうに思います。

そのほか、報告事項について不明な点ございませんか。

(なしという声あり)

議長 なしということですので、報告事項を終了いたします。

議長 それでは、次第の5番、議事に入ります。
第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の許可について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

また、農地法3条調査についてもあわせて説明願います。

事務局 第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 それでは、保全委員会後藤委員長より報告をいたします。

保全委員会委員長(後藤委員) 第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の許可について」でございます。

番号33について、現地は、青生地区の に位置しております。この農地は、今年の2月総会において農地法第3条申請により交換により取得した農地でございます。このたび登記が完了し、なおかつ所有者が農業者年金の経営移譲年金の受給者であるため、親子間の使用貸借契約をするものです。現地は、水稻が作付され管理状態もよく、許可相当と判断してきました。

なお、皆様の審議をよろしく願います。

以上です。

議長 ご苦労さまでございました。

それでは、説明を終了し、第1号議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認めます。

第1号議案について採決に入ります。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の許可について」賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め、第1号議案は原案どおり許可といたします。

議長 続きまして、第2号議案「農用地利用集積計画書審議について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条により5番伊藤恵子委員の退席を求めます。

議長 休憩します。(13:33)

議長 再開します。(13:33)

議長 第2号議案、議案番号188番、189番について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。
第2号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩します。(13:34)

議長 再開します。(13:34)

議長 第2号議案「農用地利用集積計画書審議について」は原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長 続きまして、第3号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について」を議題といたします。
事務局より説明願います。
また、事務局の説明終了後に、保全委員会にて現地調査を実施しております。委員長より報告いただきます。お願いします。

事務局 第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 後藤委員長より報告いただきます。

保全委員会委員長(後藤委員) 第3号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可決定について」の意見であります。
番号3について。現地は、南小牛田地区の に位置しております。転用目的は駐車場と一部倉庫であり、農地区分については第2種農地で、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。
審議をよろしく願います。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明、保全委員会からの報告を終了し、審議に入ります。質疑ございませんか。18番高橋委員。

高橋委員 この場所は一部耕作放棄地の対象になっていますが、そこら辺どうなっていますか。

議長 ちょっと休憩をいたします。(13:37)

議長 再開いたします。(13:38)

議長 ただいまの高橋委員のその該当の農地について遊休農地にかかっていな

いかというご質問でございますが、現地確認の折にも、また前年度の調査結果についても該当になっていないということでございますので、高橋委員、よろしいですね。

それでは、そのほかに質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

なしということによろしいですか。質疑なしと認め、採決に入ります。第3号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、許可相当と意見を付して宮城県知事に進達をいたします。

議長

続きまして、第4号議案に入ります。「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

続きまして、保全委員会での現地調査の結果について、後藤委員長より報告いただきます。

保全委員会委員長
(後藤委員)

今回写真が出ていませんが、図面を見ていただいて、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可決定について」の意見であります。

番号16について。現地は、木間塚地区の、の南側約200メートルに位置しております。転用目的は、太陽光ソーラーシステム設置でございます。農地区分については第2種農地で、特に問題は見当たらず、許可相当と見ました。

次に、番号17について。現地は平針地区の、江合川左岸の堤防沿いに位置しております。転用目的は、同じく太陽光ソーラーシステムの設置です。農地区分については第2種農地で、特に問題は見当たらず、許

可相当と見てまいりました。

皆様、ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ご苦勞さまでございました。

今までどおり、来月からは写真も全部載せるように、今月はご容赦いただきたいというふうに思います。

事務局の説明、保全委員長の報告を終了して審議に入ります。質疑ありませんか。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

なしということでございますので、質疑を終了し、採決に入ります。

第4号議案の2議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第4号議案は、許可相当と意見を付して宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で議事的一切を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第8回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成28年 月 日

会 長

署名委員 15番

署名委員 16番